レンタルサービス利用規約

◎本利用規約は、スマホゴールド(以下『当社』)が提供する携帯電話レンタルサービス、及びそれに関連するサービスを利用される方(以下、『契約者』)に適用されます。利用者様は本規約に記載された全文に同意したとものとします。

第1条 契約の成立

- 1、 契約者が本サービスに申し込みをし当社が承諾の意思表示をした時点で、本利用規約が成立し、本規約全てに同意したものとします。
- 2、 追加で本サービスをお申込みいただく場合、初回時とは異なる料金となることがあります。

第2条 利用料金

- 1、 契約者は本サービスの利用料金を当社が別に定める料金表のとおり、指定の方法により当社に支払うものとしますとします。
- 2、契約者が意図なくご利用されたサービスに関しましても、各携帯電話通信業者から当社へ請求があった場合、利用料としてお支払い頂くことになります。

第3条 契約期間

- 1、 契約期間は、本申込書に記載されたご利用期間内とします。契約期間内に返送された場合でも、契約時にいただいたレンタル料金の返金はできません。
- 2、 天候、災害、交通事情等の理由により、実際の到着が遅れた場合、申込者が被った一切の損害について、財産的損害か否かに関わらず、当社は理由の如何を問わず、責任を負わないものとします。
- 3、レンタル契約終了後も携帯電話及び付属部品が返却されない場合は、通常のレンタル料金の他1日1,080円の使用料が発生します。

第4条 紛失、盗難、破損

- 1、 当社がレンタルする携帯電話およびその付属品を、紛失、盗難、破損した場合、当社の定めた損失額を請求させていただきます。
- 2、レンタル期間中に通信機器が紛失・盗難にあった場合、利用者様は直ちに当社に連絡するものとします。
- 3、 契約者が当社に連絡し、当社が所定の手続を完了するまでの間に発生した通話料金は、理由のいかんを問わず、契約者の負担とします。本請求は、当該携帯電話および付属品が発見、回収された場合でも、取り消しすることはできません。

第5条 債権回収

本契約で定める、レンタル料、通信通話料、オプション料、および紛失、盗難、破損にかかる請求代金について、契約者からの支払いが履行されない場合は、個別対応の相談窓口(顧客管理部)で個別債権管理となり弁護士等の第三者に債権回収業務を委託する場合があります。契約者は、未払料金に加え、訴訟費用、債権回収手数料等の債権回収に要した一切の費用を負担するものとします。

第6条 禁止事項

- 1、 当社は契約者が下記事項を行うことを禁じます。これに該当すると当社が判断した場合、警察に通報し、当社は契約者 にそのレンタル商品の返還を求めることができ、契約者は直ちにこれに従わなければならないものとします。
- 2、 また、下記事項により当社に料金や費用負担等の損害が生じた場合、利用者様はそのすべてについて賠償の責任を負うものとします。
 - ① 詐欺、闇金融、密輸など社会的に問題のある行為
 - ② 法律又は公序良俗に反する全ての行為
 - ③ 本契約外の不正利用全て
 - ④ 第三者への譲渡・転貸
 - ⑤ 当社の同意なくプラン・オプションを変更
 - ⑥ 携帯電話およびその付属品の改造または性能の変更
 - ⑦ SMS認証による不正行為
 - ⑧ その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

第7条 規約の変更

本規約は予告なく変更することがあります。変契約者は変更に予め同意したものとみなします。

第8条 合意管轄裁判所

利用者様は、本規約及び本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第9条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び無効・執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して効力を有するものとします。